

特定非営利活動法人そばネットジャパン
団体正会員・個人正会員・賛助会員 様

特定非営利活動法人そばネットジャパン
代表理事 阿部 成 男

令和5年度臨時総会の開催について(通知)

令和5年度末となりましたが、事業は順調に推移しており、会員皆様に感謝申し上げます。標記の件についてですが、やむを得ない事情により3月17日に当法人の事務所を移転することになり、それに伴い定款変更が必要なため、下記のとおり臨時総会を開催しますのでご案内します。

記

- 1 日 時 令和6年3月11日(月)17:30～18:30
- 2 会 場 特定非営利活動法人そばネットジャパン事務所 さいたま新都心駅徒歩1分
(さいたま蕎麦打ち倶楽部新都心道場)
- 3 開催理由 当法人の事務所を移転することになり定款の変更が必要となったため。
- 4 審議事項 第1号議案 定款第2条の事務所変更
- 5 議決方法
会場への出席又は書面表決書により議決しますが、会場の都合から極力書面表決をお願いします。
- 6 その他
別紙1「出欠確認票」と別紙2「書面表決書」(欠席の方)を 3月10日までに提出してください。(期間が短くてすみませんがよろしく願います。)

※1 (総会における書面表決等)

第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。

※2 賛助会員の方は、総会にはオブザーバーとして出席は出来ませんが議決権はありません。(定款 27 条)

※3 「出欠確認票」、「書面表決書」提出先は下記のとおり

メール: snjoffice@sobanet-japan.com

FAX : 048-858-8496(受信専用で電話でのお問い合わせは下記)

郵送 : 〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町 4-261-5

電話による問い合わせ先: 理事・事務局長 菅野 博 090-8007-3293

※4 議案説明の◆定款関連条項第46条にあるとおり、定款の改正は出席会員の3分の2以上の議決が必要ですので、必ず出席或いは書面表決書を提出くださるよう願います。

1 定款第2条の事務所変更

改正前(現事務所) 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目 261 番 5 号

改正後(移 転 先) 埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目 91 番 2 号

2 経緯等

現在の本部事務所は、定款第2条に記載されている上記に事務所を置いている。

2007年12月1日から入居しているが、この物件はプレハブ2階建てでさいたま新都心区域内にあり、この区域は高度利用地区に指定されていて、最高、最低容積率が定められていることから、最低容積率に満たない建物は仮設しか認められないことで、オーナー会社が高度利用の建物を建設するまでの期間を賃貸する契約となっている。

契約から17年間、家賃の値上げ、敷金もなく駅から徒歩1分の一等地で活動してきたが、昨年5月に「会社として業務ビル建設のため、2024年5月までに退去すること」の通知を受けて、物件を探してきた結果、現オーナーの紹介で大宮区役所近隣の木造家屋に3月17日に移転することとなった。

現事務所は当法人団体正会員であるさいたま蕎麦打ち倶楽部新都心と共同で賃借しており、家賃等の費用は2:8の割合で賃借している。現家賃は105,000円/月で当法人は21,000円を負担しており、格安な経費で17年が経過し、そばネットジャパンの財務に大きな貢献をしてきた。(2割の主な根拠は、当法人の事業として「指導者養成講座」を月6回開催し収益を得ていることです。)

移転先の家賃は120,000円(税込み132,000円)で、従来通りさいたま蕎麦打ち倶楽部新都心と2:8の割合で負担することとなった。

◆新事務所は添付ファイル(事務所案内図)のとおり

◆定款関連条項

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市大宮区吉敷町四丁目 261 番 5 号に置く。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

以下省略

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(3) 第14条第4項第4号に基づき監事から招集があったとき

「そばリスト」とは、そばをこよなく愛し、そば打ちやそばの知識を学ぶ人を、「そばに関するスペシャリスト」の愛称として「そばリスト」を商標登録しています。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会における書面表決等)

第28条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の個人正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

「かつ」以下は移転先が現所轄庁(国、都道府県、政令市)以外の地域の場合で、今回は所轄庁内の移動なので認証を受ける必要はない。

特定非営利活動法人そばネットジャパン
令和5年度臨時総会出欠確認票

団体正会員

団体名・氏名	連絡先TEL	総会出欠
		<input type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席

個人正会員

氏名	連絡先TEL	総会
		<input type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席

団体正会員、個人正会員ともに

※1 氏名は出席する方を記入してください。(団体正会員は代表者に限りません。)

※2 出席又は欠席のどちらかに点を入れてください。

※3 欠席の場合は別紙2の書面表決書を一緒に必ず提出してください。

賛助会員

会社名又は氏名	連絡先TEL	総会
		<input type="checkbox"/> 出席 <input type="checkbox"/> 欠席

※1 出席又は欠席のどちらかに点を入れてください。

※2 欠席でも別紙2の書面表決書の提出は不要です。

特定非営利活動法人そばネットジャパン
書 面 表 決 書

特定非営利活動法人そばネットジャパン 令和 5 年度臨時総会 議長 様

私は、令和 5 年度臨時総会に出席できませんので、定款第 28 条の規定に基づき、下記のとおり書面による表決をします。(賛否に○を記入してください。)

第1号議案 定款第2条の事務所変更

承認 ・ 不承認

ご意見等(臨時総会議案以外でも結構です。)

令和 6 年 3 月 日

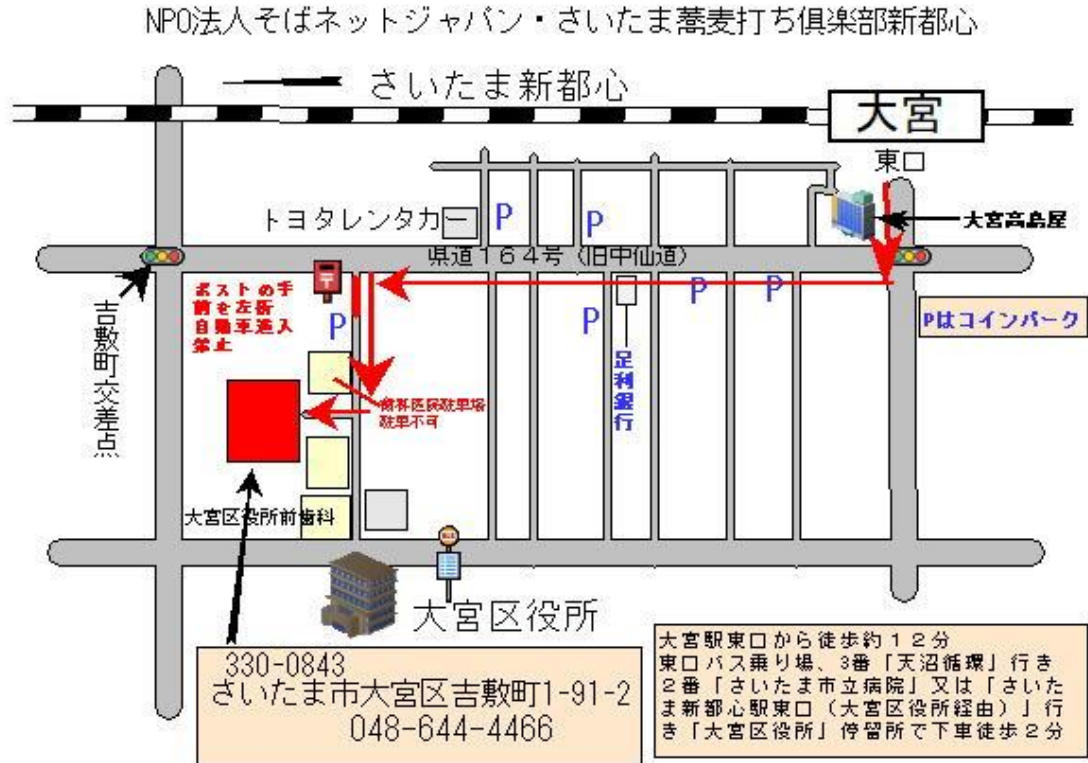
団体正会員名

代表者氏名

個人正会員氏名

「そばリスト」とは、そばをこよなく愛し、そば打ちやそばの知識を学ぶ人を、「そばに関するスペシャリスト」の愛称として「そばリスト」を商標登録しています。

NPO 法人そばネットジャパン事務所案内図



「そばリスト」とは、そばをこよなく愛し、そば打ちやそばの知識を学ぶ人を、「そばに関するスペシャリスト」の愛称として「そばリスト」を商標登録しています。